

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス： 保税区企業が抱える問題 ～ 上海外高桥保税区セミナー報告 ～

外資企業の連絡事務所の登記制度が廃止されたことに端を発し、保税区企業の「区外連絡事務所問題」が顕在化したことについては前号で触れましたが、保税区企業はこれまで実質的に経営活動を行ってきた区外連絡事務所を、今後やって来る登記期間満了の後、「登記のない連絡事務所」としてそのまま維持するのか、それとも何らかの新たな対応を取るのか、検討を迫られています。

そこで、今週号では保税区企業が今後区外連絡事務所、即ち「登記のない連絡事務所」を設けることの問題点について、上海外高桥保税区管理委員会、同工商局、同税務局、同聯合発展公司、弁護士法人キャスト系賀の方々によるセミナー講演の中から中島弁護士の解説を中心に纏めてみました。

日本語	中国語
(連絡)事務所	弁事機構
支店	分公司
(外国企業の)駐在員事務所	常駐代表機構

注：文中の「新意見」とは、外資企業の連絡事務所を含めた登記手続きに関する最新の規定である2006年4月24日付「外商投資企業の審査認可登記管理の法律適用に関する若干の問題の執行意見」(工商外企字[2006]81号)を指す。

【連絡事務所の「経営活動」について】

Q1: 「新意見」では連絡事務所が「経営活動」に従事した場合処罰されるとあるが、「経営活動」の定義は何か？

A1: 「経営活動」に関する法律上の定義はないが、「経営活動」の判断要素となる主なものは以下の通り；
口座を通じて、顧客との間で金銭授受を行うこと。
連絡業務には過大なスペースを賃借し、商品在庫を保管すること。
連絡業務には過大な従業員を抱えていること。

Q2: 未登記による「経営活動」に対しては法的制裁が科されるが、工商行政管理以外にも問題点はあるか？

A2: 社会保険料等の納付、ビザ等の居留手続、口座開設、事務所賃貸の契約等において問題が起こる可能性がある。

【分公司、連絡事務所の「異地経営」について】

Q3: 本店の存在が名目だけで「経営活動」が全くなく、分公司や連絡事務所が実質的な本店機能を果たす場合に「異地経営」問題が起こらないか？

注: 「異地経営」問題とは、本店と本店以外の機構とが乖離し、本店が形骸化することによって、「会社の登録住所は主たる事業所の所在地でなければならない」という規定(公司法第10条)等に違反するリスクのこと。

A3: 問題あり。本年4月以降、上海では税務局による企業の登記地と実際の経営地についての実態調査や工商登記申請時に本店事務所の不動産登記証明(事務所物件が如何なる目的で誰に賃貸されているかを証明するもの)の提出を義務付けられるなど、「異地経営」に対する管理強化の動きが見られる。

登記が行われなくなり行政管理が曖昧な存在となった連絡事務所の経営活動に対しては、当局の管理が従前の黙認から規制強化の方向へ進む可能性もある。また、上記公司法10条に照らして、名目的な本店と実質的に本店機能を有する区外連絡事務所という役割分担は、その適法性を疑問視されやすい。

【保税區企業の区外分公司設置について】

Q4: 新意見」では、連絡事務所の「経営活動」を禁止し、一方で「経営活動」を行う分公司の設立を認めているが、保税區企業の「経営活動」を行うことが可能な区外分公司の設立は認められるか、また「非経営性」の区外分公司（経営活動を行わない分公司）の設立は認められるか？

A4: 保税區企業の区外連絡事務所と区外分公司については、かつて設立を禁止する規定があったが、2004 年の国家工商行政管理局の決定により双方とも禁止規定は廃止された。但し、これまで実務上は、保税區企業の区外事務所は多数あるものの、区外分公司の実例は無かった。

2005 年 7 月の 76 号通知(保税區企業への国内販売権付与)も考え合わせれば、理論的には国内販売権を取得して商業企業化した保税區企業は分公司を設置することが可能となる。但し、保税區企業の区外分公司については、法規上の明確な根拠に欠き、保税貨物の取扱の問題、異地経営」問題等も残る。

注 :外高橋保税區工商局登録課課長のコメント:

経営範囲を拡大して商業企業化した保税區企業 110 社のうち区外分公司を設立した先は 2社。手続きは、通常の会社設立時の手続きの範囲内。

Q5: 保税區企業の「非経営性」の区外分公司（経営活動を行わない分公司）設立は認められるか？

A4: 「非経営性」の分公司については、「経営活動」を行う存在としての分公司の定義に照らして設立が認められないとも考えられる。但し、「新意見」では分公司が会社の経営範囲内で連絡、コンサルティング業務に従事することを認めている。

注 :セミナー後、2006 年 5 月 15 日付で外高橋保税區管理委員会経貿処、浦東新区工商局外高橋保税區分局が共同で「外高橋保税區企業工商管理の若干の問題に関する通知」を公布し、中央法規レベルでは不明確な状態である保税區企業の区外分公司の設置について、経営範囲によっては設置が可能としている。

【浦西地区の分公司、区外連絡事務所設置について】

Q6: 保税區企業が区外連絡事務所、区外分公司を浦西地区に設立した場合、企業所得税率の適用はどうなるか？

A6: 税務上、区外連絡事務所の納税は本店として一括処理。区外分公司の場合は本店として合算申告、但し本店と分公司の所在地間で税率が異なる場合は所得を合理的に区分し各税率を適用して合算申告する。

注 :外高橋保税區税務局局長のコメント:

本年 4 月 1 日迄に登録された保税區企業の浦西分公司の所得は全て親会社が納税。分公司の所得税率は全て保税區的税率 15%が適用される。

本年 4 月 1 日以降設立された保税區企業の浦西分公司の所得は全て分公司所在地の税務局に納税。分公司の所得税率は分公司所在地である浦西の税率 33%が適用される。

(中島弁護士注 :上記は、あくまでも上海市税務局の立場からのコメントと理解すべき。)

次号では上記の問題を踏まえ、保税區企業の「登記のない連絡事務所」即ち「区外連絡事務所」の今後の具体的対応策について、解説をご紹介します。

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

● 4月の経済指標

先週発表された4月中国の主要経済指標は以下のとおり。

	金額	前年比 (%)
固定資産投資(都市部)* (億元)	18,006	29.6%
第一次産業* (億元)	114	33.9%
第二次産業* (億元)	7,805	32.3%
第三次産業* (億元)	10,057	27.6%
工業生産(付加価値ベース) (億元)	6,820	16.6%
社会消費財小売総額 (億元)	5,775	13.6%
消費者物価上昇率 (億元)	-	1.2%
工業品出荷価格 (億元)	-	1.9%
原材料 燃料 動力購入価格 (億元)	-	6.1%
輸出 (億ドル)	769	23.8%
輸入 (億ドル)	665	15.5%
貿易収支 (億ドル)	105	-
対内直接投資* (億ドル)	185	5.8%

*印は1~4月の累積ベース。

2. 産業

● 国務院が不動産に関する今後の方針を決定

温家宝総理は17日、国務院常務会議を招集し、不動産産業の健全な発展を促す施策につき検討した。現在の不動産産業の問題点を指摘、以下6方針を決めた。供給する住宅の質や規模を見直し、中・低価格、中・小型の分譲住宅の供給に重点を置く。課税・融資・土地政策により、住宅の需要を調節し、不動産開発の規模を合理的なものとし、土地の使用に対する監督を強化する。都市部の古い家屋解体の規模と速度をコントロールし、立ち退きによる需要の急増を抑える。不動産市場の秩序を維持し、規範化を進める。無許可のプロジェクト変更や違法取引、土地の買い占めなどの不動産価格のつり上げに対する監督を強化する。低価格賃貸住宅制度の確立を急ぎ、中古住宅取引と賃貸市場を発展させる。低収入層の住宅問題を解決。不動産に関する統計や情報公開制度を整備し、市場の透明化を図る。

● 新職業認定の14業種発表、3,000業種が消失

労働社会保障部は六回目となる新職業リストを公布、「照明デザイナー」、「スポーツ・エージェント」、「コーヒー職人」、「調香師」、「制御機械メンテナンス」、「陶磁器デザイナー」、「パティシエ」など14種職業を新職業として正式に認めた。中国は「職業分類標準」を1986年より発表、経済、社会の発展とともに職業も様変わりしつつある状況に応じて、職業修正・補充作業を進めている。一方、統計によれば植字工、汲取業、鋳掛業など3,000の職業が消滅しているという。新職業認定には職業教育と技能訓練の適正化の効果が期待されている。

3. 貿易・投資

● 3年~5年で最低賃金標準を平均賃金の40%に
5月19日、全国総公会は中国の多くの地域で最低賃金基準が社会平均賃金の4~6割にも達しておらず、問題が多いと指摘した。93年、元労働部は最低賃金制度を設立、「企業最低賃金規定」を發布、04年には、労働部と社会保障部により「最低賃金規定」が発表されている。労働者の利益代表団体である総公会は今後3年~5年で最低賃金基準を各地平均賃金の4~6割に達するよう努力するとした。

2005年各省、自治区、直轄市最低賃金標準(月ベース)

省市	実行日	金額(元)	省市	実行日	金額(元)
北京	2005.7.1	580	厦門	2005.7.1	600
天津	2005.7.1	590	山東	2005.1.1	530
河北	2004.7.1	520	河南	2005.10.1	480
山西	2004.7.1	520	湖北	2005.3.1	460
遼寧	2004.11.11	450	湖南	2005.7.1	480
黒龍江	2003	390	広東	2004.12.1	684
上海	2005.7.1	690	重慶	2004.5.1	400
江蘇	2005.11.1	690	四川	2004	450
浙江	2005.12.1	670	貴州	2004.10.1	400
福建	2005.7.1	470	陝西	2005.7.1	490

● 商務部、物流分野の対外開放を拡大

5月17日、商務部は「更に物流分野の外資導入を進めることに関する通知」を発表し、物流分野の対外開放を拡大し、外商投資物流企業を更に発展させる方針を明らかにした。地域規制、最低登録資本金がなくなり、外資100%出資も可能となった。これにより外資の物流企業の設立は全国に拡大することとなる。2002年に発表された通知では、設立は北京など7地域に限定されていた。

4. 金融・為替

● 税務総局、個人所得税収急増理由につき説明

中国税務総局は、昨年の個人所得税収が20.5%増となり、税収全体に占める比率も94年の1.6%から6.8%に拡大したとし、その背景として、経済成長による所得の増加、利息収入への課税再開、累進課税が奏功したこと、納税に対する意識が高まったことをあげた。また、高収入者に対する徴収管理の強化も行っているとした。

● 4月の人民元貸出が急増

中国人民銀行によると、4月の新規の人民元貸出は3,172億元で、前年同期比1,750億元の増と4月としては史上最高水準となった。1~4月の累計では15,740億元と既に通年目標の62.8%に達した。例年4月は貸出の少ない時期であり、例外的な伸びを見せたことになる。人民銀行のスポークスマンは貸出急増の背景は、固定資産投資の加速、貿易黒字の拡大と外貨準備の急増、また商業銀行貸出の異常な拡大によるものとしている。

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.05.15	7.9976	7.9972~8.0065	8.0030	-0.0032	7.2880	0.0044	1.03152	-0.0009	10.3100	-0.0100	1.7179	1747.44	64.70
2006.05.16	8.0150	8.0025~8.0150	8.0030	0.0000	7.2630	-0.0250	1.03274	0.0012	10.2420	-0.0680	1.6948	1693.79	-53.65
2006.05.17	8.0030	8.0010~8.0035	8.0025	-0.0005	7.3300	0.0670	1.03181	-0.0009	10.3010	0.0590	1.6377	1706.21	12.42
2006.05.18	8.0100	8.0055~8.0130	8.0100	0.0075	7.2250	-0.1050	1.03290	0.0011	10.2350	-0.0660	1.6829	1698.24	-7.97
2006.05.19	8.0100	8.0082~8.0241	8.0220	0.0120	7.1794	-0.0456	1.03369	0.0008	10.2850	0.0500	1.6550	1742.93	44.69

トピックス

【4日】

- 新華社が報じたところによると、中銀報道官は「中銀は、政府が発表する政策がもたらす結果を注視し、経済構造と中国経済の成長モードの調整のために、安定した金融・財政環境を整えるよう努力する」。投資や貿易の利便性を高めるために、中国は将来、外国為替システムの改革をより深く進展させ、為替の管理方法をさらに改善していく。中国は自由な資本取引を促進し、資本流出のためのチャネルを拡大し、外国為替市場の育成と発展に積極的に取り組み、人民元の為替メカニズムをより完全なものとし、短期資本の移動の管理や国際収支の監視を強化していく」と述べた。また、同報道官は、中銀は第1四半期の銀行融資が望ましい水準を上回るペースで拡大したことを受け、特定の産業分野への融資を厳しく規制する方針を示した。
- 巴曙松 国务院発展研究センター副所長は13日、同国は再度利上げを実施し、銀行の預金準備率を引き上げ、為替レートをより柔軟なものにするなどのさらなる引き締め策を実施する必要があるとの見解を示した。

【5日】

- アダムズ米財務次官は、米国は近隣窮乏化政策はとらないとし、競争目的での為替相場の操作に否定的な見解を示した。また、このところの人民元の対米ドルでの上昇については、米国は為替制度だけでなく、中国経済の幅広い改革に注目しているとの見解を示し、中国の当局者らは、為替レートをもう少し柔軟にし、成長の構図を変え、金融サービス分野を近代化する必要があるという米政府や世界のコンセンサスに同意している」と述べた。
- 中銀当局者は、貸出金利引き上げの効果が出るまで一定の時間を要するとの見解を示した上で、数週間前に貸出金利を引き上げた。これがさらなる金融引き締めに関する明確なシグナルだ。将来の措置がどのようなものになるかは、今後判明する経済パフォーマンス、とりわけ5月と6月の結果次第になる」と述べた。

【6日】

- 外交部報道官は、最近の人民元相場上昇は柔軟性が高まったことを示しているとの見解を示した上で、われわれは経済改革、内需拡大、経済構造の調整を積極的に推進すると同時に通貨の管理フロー・制を引き続き改善していく」と述べた。

【7日】

- スノー 米財務長官は、中国が為替操作国と正式に認定されるべきかとの質問に対して「そのことに関しては入念に調査した結果、我々の全ての分析をもって基準は満たしていない」との結論に達した。ただ、中国の現在の状況には満足していないことも明確にした。中国はよりいっそう行動をとるべきだが、慎重になり過ぎている。もっと早いペースで動くべきである」と述べた。
- シューマー GRAM 両米上院議員は、スノー 財務長官と会談し、中国の市場に基づいた為替相場への移行が早く進まないことに対する失望感を表明した。また、中国が金融サービス市場をより多くの米国企業に開放することに前向きでないことへの不満についても話し合い、この面でも影響力を行使し始める意向を示した。

【8日】

- スノー 米財務長官は、政府として強い米ドルへの支持を表明するとともに、米ドル価値が市場で決められ、基調的な経済状況を反映すべきであるという認識をあらためて示した。また、世界経済不均衡の是正には世界の協力が必要としながらも、特にアジアの貿易大国である中国の行動が必要であるとの見解を示した。加えて、同長官は、為替操作国という言葉は感情的な意味合いを含むとの見解を示し、中国が為替操作国と思うかとの質問に対しては直接的な返答を避けた。
- シューマー 米上院議員（民主党）は、中国が為替制度改革に真剣に取り組んでいるかについて疑問であるとの見解を示すとともに、ブッシュ政権は中国が為替操作国と認定することを単に恐れているだけであるとした。

RMB レビュー& アウトルック

- 15日発表された基準相場が、制度変更後初めて1米ドル8.0元の水準を超過し、7.9982元に設定された人民元は、当日再び8.00を割り込むと、翌日からは大きく値を動かす展開となった。週末の19日には8.0241元と3月以来の安値を付け、そのまま8.0220元の安値圏で越えた。人民元相場変動は、一方的な上昇から変動幅の拡大に重点が置かれ始めたと言える。また、前週に米財務省の為替報告書で為替操作国に認定されなかったことについて、米国議員からは批判が高まる一方、中国側は為替の柔軟性拡大の他、外国為替制度の改善や、資本取引、金融引き締めを含めた経済政策を進める事を発表している。

(市場業務部 為替グループ アジア・イマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権であり、著作権法により保護されています。